

青森県報

第七十四号

令和元年
十月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……四
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……四
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……四

告 示

青森県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
有有限会社クローバー	黒石市北美町一丁目七三	北美調剤薬局	黒石市北美町一丁目六〇
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西三丁目一九五	三笠ホームケアクリニク	弘前市大字松森町五三の二
株式会社ワカバ	黒石市前町一の一の二	ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町一八五
松山 陽一	弘前市大字富田三丁目一の	松山齒科医院	弘前市大字富田三丁目一の
社会福祉法人大鰐町社会福祉協議会	南津軽郡大鰐町大字蔵館字六川原田三七の	社会福祉法人大鰐町社会福祉協議会	南津軽郡大鰐町大字蔵館字六川原田三七の
			元・七・三
			令和元・七・一
			三〇・三・三二
			平成二五・九・二四
			年月止

青森県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
			年月止

社会福祉法人 三笠苑	平川市館田西 和田一九五	介護予防 居宅療養 管理指導	三笠ホームケ アクリニック	弘前市大字松 森町五三の二	平成 三〇・三・三
株式会社ワカ バ	黒石市前町一 の一の二	〃	ワカバ調剤薬 局黒石駅前店	黒石市一番町 一八五	令和 元・七・一
松山 陽一	弘前市大字富 田三丁目一の 一	〃	松山歯科医院	弘前市大字富 田三丁目一の 一	元・七・三

青森県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防・日常生活 支援事業者	介護予防・日常生活 支援事業所	廃止 年月日
名称 社会福祉法人 大鰐町社会福 祉協議会	名称 社会福祉法人 大鰐町社会福 祉協議会	〃
主たる事務所の 所在地 南津軽郡大鰐 町大字蔵館字 六川原田三七の 六	所在地 南津軽郡大鰐 町大字蔵館字 六川原田三七の 六	令和 元・八・三
介護予防 生活支援 事業の種類 訪問型 サービス	〃	〃

青森県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	廃止 年月日
名称 社会福祉法人 大鰐町社会福 祉協議会	名称 社会福祉法人大 鰐町社会福祉協 議会	令和 元・八・三
主たる事務所の 所在地 南津軽郡大鰐 町大字蔵館字川 原三三七の六	所在地 南津軽郡大鰐 町大字蔵館字川 原三三七の六	〃

青森県告示第三百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業所	廃止 年月日
名称 有会社ク ローバー	名称 北美調剤薬局	平成 二五・九・二四
主たる事務所の 所在地 黒石市北美町 一丁目七三	所在地 黒石市北美町 一丁目六〇	〃
居宅介護 事業の種類 居宅療養 管理指導	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

社会福祉法人 大鰐町社会福 祉協議会	南津軽郡大鰐 町大字蔵館字 川原田三七の 六	訪問介護	社会福祉法人 大鰐町社会福 祉協議会	南津軽郡大鰐 町大字蔵館字 川原田三七の 六	元・八・三
--------------------------	---------------------------------	------	--------------------------	---------------------------------	-------

青森県告示第三百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 三笠苑	平川市館田西 和田一九五	介護予防 居宅療養 管理指導	弘前市大字松 森町五三の二	平成 三〇・三・三
株式会社ワカ バ	黒石市前町一 の一	〃	黒石市一番町 一八五	令和 元・七・一
松山 陽一	弘前市大字富 田三丁目一の 一	〃	弘前市大字富 田三丁目一の 一	元・七・三

青森県告示第三百七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防・日常生活 支援事業者		介護予防・日常生活 支援事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 大鰐町社会福 祉協議会	南津軽郡大鰐 町大字蔵館字 川原田三七の 六	訪問型 サービス	社会福祉法人 大鰐町社会福 祉協議会	令和 元・八・三

青森県告示第三百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
〃	〃	〃	〃	〃

社会福祉法人 大鰐町社会福 祉協議会	南津軽郡大鰐町 大字蔵館字川原 田三七の六	社会福祉法人大 鰐町社会福祉協 議会	南津軽郡大鰐町 大字蔵館字川原 田三七の六	令和 元・八・三
--------------------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------------------	-------------

青森県告示第三百八十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 〇三〇〇一 二六七	登録年月日 令和 元・〇・八	氏名又は 名称 社会福祉 法人杏林 会	住所 八戸市小 野一丁目 四	事業名称 特別養護 老人ホーム ムリハビ えりぱり ぶり 物語	事業所所在地 八戸市大 字河原木 見立山六 の二〇九	業務開始 年月日 令和 元・〇・〇	備考 介護老人 福祉施設
----------------------	----------------------	---------------------------------	-------------------------	---	--	----------------------------	--------------------

青森県告示第三百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称 指定障害福祉サービス 事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称 障害福祉サービスを行う 事業所	所在地	指定年月日
-------------------------	------------	-------------	--------------------------	-----	-------

株式会社す まいる介護 ステーション 21	弘前市大字水 木 在家字桜井八〇 の一	同行援護	株式会社す まいる介護 ステーション 21	弘前市大字水 木 在家字桜井八〇 の一	令和 元・二・一
社会福祉法 人・花	弘前市大字藤代 二丁目一の一の六	自立生活 援助	障がい者生 活支援セン ター「すみ れ」	弘前市大字藤代 二丁目一の一の六	〃

青森県告示第三百八十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住所	名称	売りさばき場所	変更年月日
変更前	青森市本町五丁目 五の二一	一般社団法人青森 県猟友会	黒石市大字乙徳兵 衛町五七	令和 元・〇・一五
変更後	変更なし	変更なし	黒石市追子野木二 丁目三一	

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭